

令和4年第2回青森市議会定例会提出

請願文書表

請願一覧表

受理番号	受 理 年月日	件 名	請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	紹 介 員	付 託 委員会
2	R4.6.3	子どもに係る国民健康保険税の均等割額軽減措置のさらなる拡充を求める請願	青森市茶屋町11番5号 東青社会保障推進協議会 会長 森 明彦	村川 みどり	総務企画 (常)
3	R4.6.6	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を求める請願	青森市中央二丁目6番6号 全日本年金者組合青森県本部 東青支部 執行委員長 柳谷政志	万徳 なお子	民生環境 (常)

請願第2号

子どもに係る国民健康保険税の均等割額軽減措置のさらなる拡充を求める請願

令和4年6月3日

青森市議会議長 長谷川 章 悅 様

青森市茶屋町11番5号
東青社会保障推進協議会
会長 森 明 彦

紹介議員 村 川 みどり

(請願の趣旨)

国民健康保険とは、人々が医療を受ける権利を公的責任で保障する公的医療保険の一つである。国では、全国知事会などからも要望が出されていた国民健康保険税の子どもに係る均等割額を令和4年4月1日から軽減措置した。軽減費用は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1となっている。法定軽減世帯は、軽減後の均等割額部分が2分の1となるため、7割軽減世帯では8.5割軽減、5割軽減世帯では7.5割軽減、2割軽減世帯では6割軽減となっている。

均等割は“人頭税”とも言われ、子どもの数が多いほど負担が重くなり、協会けんぽなどにはない制度である。国民健康保険は特別な算定方式が取られ、収入に応じて保険料が決まり、扶養親族には賦課されない被用者保険と比べ、あらかじめ医療給付費が幾らになるか予測し、それを保険税として国保加入者全員に割り振っている。

産まれたての乳児にまでも保険料を賦課徴収する制度は、子育て支援に逆行することから、全国知事会からも見直しの要求が出されている。

上記を踏まえ、以下のとおり請願する。

(請願事項)

国民健康保険税の均等割額軽減措置をさらに拡充すること。

請願第3号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を求める請願

令和4年6月6日

青森市議会議長 長谷川 章 悅 様

青森市中央二丁目6番6号

全日本年金者組合青森県本部東青支部

執行委員長 柳 谷 政 志

紹介議員 万 徳 なお子

(請願の趣旨)

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因となる。最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。日本の難聴率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は、欧米諸国では40%台なのに対し、日本では10%台と低く、日本での補聴器の普及が求められている。

しかし、日本において補聴器の価格は、片耳あたり平均15万円であり、保険適用者である高度・重度難聴者の場合は、補装具費支給制度による1割負担であり、中等度難聴以下の場合は、購入後に医療費控除を受けられるが、約9割は自費で購入していることから、特に低所得者の高齢者に対する配慮が求められている。欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、6県180市町村で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っており、補助を行う自治体は年々拡大している。

補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、鬱や認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えられていることから、以下のとおり請願する。

(請願事項)

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設すること。